

障生第1081号

平成27年4月22日

各指定障がい児支援事業者等代表者様

大阪府福祉部障がい福祉室長

児童発達支援管理責任者の配置に係る研修終了の猶予措置について

日頃より、本府障がい福祉行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記については、平成27年3月27日付け厚生労働省告示第175号により、経過措置が延長されましたのでお知らせします。

- 1 児童発達支援管理責任者について、平成27年4月1日から3年間に限り、障がい児通所支援等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設ける。(平成27年4月1日以前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。)
- 2 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生から起算して1年間の猶予措置を設ける。

なお、やむを得ない事由の取り扱いについては下記のとおりとします。

【やむを得ない事由の範囲】

- ①児童発達支援管理責任者が、急死、事故、病気等により勤務不可になった場合。
- ②児童発達支援管理責任者が、自己都合等で急に退職した場合。
- ③災害等により研修が中止になったり、申し込みが外れて期限内に受講できなかった場合。

【やむを得ない事由の確認方法】

- ①誓約書に加え、事由書を求める場合がある。(診断書や証明書までは求めないが、申し込みが外れた場合は、その事実がわかるもの)
- ②複数回猶予措置を延長する場合は、事由書に加え、有資格者確保策について事情聴取する場合がある。

【猶予期間】

- ①「やむを得ない事由」が発生してから1年間。
- ②事業の開始日から1年間の猶予期間中に「やむを得ない事由」が発生した場合は、その時点から1年間。

【問い合わせ先】

〒540-8570 大阪府中央区大手前3-2-1 2別館1F

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 推進G

電話：06-6941-0351 内線 2458, 4487, 4519

FAX：06-6944-6674